

ふれあい鎌倉ホスピタル 通所リハビリテーション 運営規程

《事業の目的》

第1条 医療法人 大樹会 が開設するふれあい鎌倉ホスピタル（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従事者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

《運営の方針》

第2条 通所リハビリテーション事業者は、利用者が要介護状態などになった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2-2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業の名称等》

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい鎌倉ホスピタル
- (2) 所在地 鎌倉市御成町 9-5

《従業者の職種、員数、勤務内容》

第4条 当該事業に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所リハビリテーション従業者
医師 1名他
通所リハビリテーション従業者は通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (3) 相談員
通所リハビリテーションに付帯する事務及び相談を行う。
- (4) 具体的な員数は別紙による。

《営業日及び営業時間》

第5条 当該事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
(但し、国民の祝日及び1月1日、2日、3日、12月31日は除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分までの間の6時間とする。

《通所リハビリテーションの利用人員》

第6条 通所リハビリテーションの利用人員は、1単位、1日利用人員25名までとする。

《通所リハビリテーションの内容及び利用料等》

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- (1) 機能訓練を中心に心身機能の維持向上を図る。
 - (2) 送迎
 - (3) 入浴
- 7-2 当該事業では前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。
- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎に要する費用。
 - (2) 通所リハビリテーションに通常要する時間を超える通所リハビリテーションであつて、利用者の選定に係わるものの提供に伴い、必要となる費用の範囲内において、通常に通所リハビリテーションに係わる居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。
 - (3) 食費
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各項に掲げるものの他、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
 - (6) 料金は別紙による
- 7-3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

《通常の事業の実施地域》

第8条 通常の事業の実施地域は鎌倉市、逗子市（一部）、とする。

《サービス利用に当たっての留意事項》

第9条 サービス利用に際して特に留意していただきたい事項は、次のとおりとする。

- (1) 諸事情によりサービスをキャンセルする際は、原則、前々日の営業時間内までに本人又は家族により事業所へ連絡すること。
- (2) また、病状の悪化等によりサービスを受けられない状態になった際には、速やかに介護支援門員又は、家族により相談員まで連絡をすること。

《非常災害対策》

第10条 通所リハビリテーション事業においては、消防計画に基づき、年2回の避難、誘導、救出等を考慮した防災訓練を実施し、実際の非常災害に備える。

災害対策に関する責任者：(防火管理者 布施 修八)

《守秘義務又は、秘密の保持》

第11条 当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者にもらすことがない旨を当事者との雇用契約の内容とする。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を当事者との雇用契約の内容とする。

《感染症の予防及びまん延の防止のための措置》

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者にたいする研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の防止及びまん延防止のための必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

第12条 虐待防止のための措置

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する責任者：(介護福祉士 布施 修八)

I 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

II 利用者及びその家族からの苦情の整備

III そのための虐待防止のために必要な措置（委員会の開催・指針整備）

- (2) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第13条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- (1) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

I 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

II 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

III その他ハラスメント防止のために必要な措置

第14条 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる

《その他運営についての留意事項》

第15条 当該事業では通所リハビリテーション従業者の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

(※または、通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、研修の機会を提供するものとする。)

15-2 この規定に定める条項の他に、運営に関する重要事項は、医療法人 大樹会と当該事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【別紙】

第4条第4項目関係

(ア)員数

- (1) 管理者 1名
- (2) 通所リハビリテーション従業者
 - 医師 1名 (常勤職員 1名)
 - 理学療法士 2名 (常勤職員 1名、非常勤 1名)
 - 言語聴覚士 1名 (常勤職員 1名)
 - 作業療法士 1名 (常勤職員 1名)
 - 介護 5名 (常勤職員 5名、非常勤職員 0名)
- (3) 相談員 1名 (常勤職員 1名)

第7条第2項関係

- ① 料金表 ※地域加算を除く

◎要支援の1・2の方

- (1) 要支援1の方 2, 268 単位/月
- (2) 要支援2の方 4, 228 単位/月
- ※サービス提供体制強化加算(I) 要支援1 88 単位/月
- 要支援2 176 単位/月
- ※口腔機能向上加算 150 単位/回
- ※退院時共同指導加算 600 単位/回
- ※介護職員処遇改善加算 I (基本料金+加算料金×8.6%)

◎要介護の1～5の方

- 1) 要介護1の方 715 単位/回
- (2) 要介護2の方 850 単位/回
- (3) 要介護3の方 981 単位/回
- (4) 要介護4の方 1,137 単位/回
- (5) 要介護5の方 1,290 単位/回
- ※リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 560 単位/月
- 開始から6か月超 240 単位/回
- ※短期集中個別リハビリテーション実施加算 110 単位/回
- ※入浴介助加算 I 40 (II 60) 単位/回
- ※口腔機能向上加算 150 単位/回
- ※サービス提供体制強化加算 I 22 単位/回
- ※リハビリテーション提供体制加算 24 単位/回
- ※退院時共同指導加算 600 単位/回
- ※介護職員処遇改善加算 I (要支援同様算定)

【介護保険外】

- ・ 食事代 (おやつ代含む) 695円/回
- ・ パット代 99円
- ・ リハビリパンツ代 275円